

# 秋田市小・中学校の適正配置等について

(提 言 書)

平成20年3月

秋田市小・中学校適正配置検討委員会

## 1 提言にあたって

全国的な少子化傾向の中で、秋田市においても児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進んでおり、良好な教育環境を維持するため、学校規模や学校配置を適正化する取り組みが必要となっている。

本委員会では、秋田市の現状や児童生徒数の将来推計などをもとに、「学校で集団生活を送り、学習活動を行ううえで、適正な学校規模はどうあるべきか」、また、「適正規模を実現するため、どのような方法で適正配置を行うべきか」について、本市のおかれている現状や地域の実情にも配慮しながら、主に教育的観点から検討を行ってきた。

秋田市の子どもたちが豊かな人間性をはぐくみながら、健やかに成長していくためには、教育環境を整えることが大切であり、その礎の一つとなるよう「秋田市小・中学校の適正配置等について」次のとおり提言する。

なお、今後の取り組みにあたっては、学校が単に教育施設にとどまらず、地域文化のシンボリック的存在として、これまで果たしてきた役割を十分考慮のうえ、対応されることを望むものである。

平成20年3月

秋田市小・中学校適正配置検討委員会

## 2 秋田市における学校の適正規模

### (1) 適正規模の基本的な考え方

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、学力や体力の向上を図るとともに、豊かな人間性をはぐくむ場である。

したがって、教科などの学習はもとより、運動会、文化祭等の学校行事や部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要である。

そのため、児童生徒の個性を伸ばし、自主性や社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習や生活の場として、望ましい学校規模（＝適正規模）を実現することが大切である。

#### ア 児童生徒の指導面

- 多様な個性を持つ児童生徒が出会い、切磋琢磨し、その中で社会性や協調性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような規模が望ましい。
- 人間関係が固定化されず、成長の機会が得られるように、クラス替えが可能であることが望ましい。
- 部活動やクラブ活動など、児童生徒が希望して行う活動に際しては、できるだけ多様な選択の機会があることが望ましい。
- 児童生徒の個性を伸ばし、能力を引き出すためには、様々な専門性を有する多くの教員と出会える機会に恵まれることが望ましい。

#### イ 学校運営面

- 教員が互いの専門性を発揮し合い、指導力を高めていけるよう、一定の教員数を確保することが望ましい。
- 中学校では、各教科に専門の教員を確保するとともに、特に授業時数の多い5教科については複数の教員の確保が望ましい。

## (2) 小規模校および大規模校の課題

### ア 小規模校の課題

- 多くの人とふれ合う活動が限られるため、社会性や協調性を培う機会が少なくなりがちである。
- 学級の人数が少ないため、集団活動から生まれる多様なものの見方や考え方を学ぶ機会が少なくなる。
- 配置される教員が少ないため、チーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導などの取り組みが制限される。
- 部活動やクラブ活動などの数が限定されるので、児童生徒の希望に応えることができなくなる。

### イ 小規模校のうち複式学級を持つ学校の課題

- 異学年の児童生徒が同じ教室で学習するため、一方の学年の児童生徒が教員から直接指導を受けている間、他方の学年の児童生徒は自習していることが多い。
- 話し合いの中で多様な意見を出し合うことや、学び合い、深め合うグループ活動が行いにくい。
- 一定の人数で行うことにより効果のある学校行事や音楽活動、団体スポーツなどが制限される。
- P T Aや保護者等の活動において、保護者1人あたりの役割分担が増える。

### ウ 大規模校の課題

- 行事の際、子どもの一人あたりの活躍の場面が少ない。
- 教職員が多く、共通理解に時間を要する場合がある。
- 各施設、グラウンド等の使用割当に調整が必要である。

### (3) 学校の適正規模および秋田市の現状

学校教育法施行規則第17条および第55条では、12学級以上18学級以下を、また、秋田県の「あきた教育新時代創成プログラム」では、小学校で1学年2～3学級、中学校で1学年2～4学級を標準的な学校規模としているが、秋田市における学校の適正規模は次のとおりとする。

《小学校》 小学校においては、1学年2～3学級、全校で12～18学級程度が望ましい。

《中学校》 中学校においては、1学年3～6学級、全校で9～18学級程度が望ましい。

小学校の適正規模を全校で12～18学級とした場合、それを下回る小規模校は平成19年度現在24校、適正規模校は12校、適正規模を上回る大規模校は11校である。(特別支援学級を除く。)

また、小規模校のうち複式学級を持つ全校で6学級未満の学校は6校である。

中学校の適正規模を全校で9～18学級とした場合、それを下回る小規模校は平成19年度現在8校、適正規模校は12校、適正規模を上回る大規模校は4校である。(特別支援学級を除く。)

### 3 秋田市における学校の適正配置

#### (1) 適正配置の検討対象校

《小学校》 小学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が24校と数多くあり、学校設立の背景や地域事情等を踏まえ、1学年1学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。

したがって、複式学級を持つ全校で6学級未満の学校について、検討を進めるべきである。

《中学校》 中学校の規模については、全校で9～18学級が望ましいとしているが、学校設立の背景や地域事情等を踏まえ、クラス替えが可能な1学年2学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。

したがって、全校で6学級未満の学校について、検討を進めるべきであるが、特に、集団での学習や活動において制約の多い、1学年の人数が15名、全校で45名程度を下回る学校については、考慮が必要である。

また、適正規模を上回る小・中学校については、児童生徒数が減少傾向にあるものの、大規模校としての様々な課題もあることから、対応について引き続き検討を進めていくべきである。

## **(2) 適正配置の方法**

学校の適正配置を行うための具体的方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられる。

秋田市の現状を踏まえると、適正配置を検討すべき対象校のほとんどが市郊外の小規模校であり、通学区域の変更では実効性が伴わないことから、学校の統廃合を検討せざるを得ないと考えられる。

今後、通学区域の弾力化など学校選択制のあり方についても、慎重に検討を進めていくべきである。

## **(3) 適正配置にあたって配慮すべき事項**

ア 適正配置にあたっては、児童生徒数や学級数の将来推計、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、学校の適正配置に対する共通理解と協力を得て、慎重に進めていく必要がある。

イ 適正配置の具体策として統廃合や通学区域の変更を行う場合は、通学における安全性の確保に努めるとともに、通学距離や通学時間、方法について十分考慮のうえ、スクールバスの運行も含め検討する必要がある。

ウ 廃校後の施設や土地は、貴重な財産として、地域住民のニーズ等を踏まえ、幅広い視点で全市的に有効活用を検討する必要がある。

## 4 付帯事項

なお、検討委員会が出された意見・要望を付帯事項として以下に記載する。

- 今後の学校のあり方について、保護者や地域住民の意見をアンケート等により聴取するとともに、適切な情報提供を行い、行政が主導して協議の場を設けること。
- 廃校となる学校がこれまで取り組んできた、伝統芸能等地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、統合後の学校教育の中で継続していくよう配慮すること。
- 同一校種どうしの学校間連携を進めるとともに、今後は、小・中学校の連携がより重要になってくると考えられることから、適正配置の検討にあたっては、小・中学校の連携に十分配慮すること。
- 共働きなど留守家庭が増加傾向にあることから、統廃合等によって学童保育などのサービス低下を招かないよう配慮すること。
- 統合後の学校においては、学校経営にあたり、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにすること。